# 令和8年度第1回生駒市都市計画審議会　会議録

**1.** 会議の年月日、開催時刻及び場所

| | |
|---|---|
| 会議の年月日 | 令和８年９月７日(月) |
| 開催時刻 | 午前１０時００分から午前１１時３０分 |
| 場所 | 生駒市役所　大会議室 |

**2.** 委員の出欠

(1) 出席者

（委　員）　片山委員・伊木委員・中嶋委員・惠谷委員・嘉名委員・木村委員・佐藤委員・
清水委員・田中委員・中西委員・伊藤委員・上武委員・今井委員・山本委員

（事務局）　有山都市整備部長・荻巣都市づくり推進課長・吉田都市づくり推進課主幹・
岩川都市計画課主任・釣本都市計画課事務員
浜田学研推進課長・谷口学研推進課課長補佐・武村学研推進課主幹・
下出学研推進課主任

(2) 欠席者

諏訪委員

**3.** 会議の成立

上記２－(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。(生駒市都市計画審議会条例第６条第２項)

**4.** 会議の公開･非公開の別　　公開

**5.** 傍聴者数　　１人

**6.** 配布資料

(1) 会議次第

(2) 説明用資料１　第２号案件　大和都市計画生産緑地地区の変更について(諮問:生駒市決定)

(3) 説明用資料２　その他案件（１）学研高山地区第２工区のまちづくりについて（報告）

## 7. 次第

1. 開会

2. 案件

第１号案件　会長及び副会長の選出について

第２号案件　大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問・生駒市決定）

3. その他

（１）学研高山地区第２工区のまちづくりについて（報告）

4. 閉会

## 8. 審議結果等

### 第1号案件　会長及び副会長の選出について

○ 案件の説明

事務局）　会議の進行を会長にお願いするところだが、委員の任期満了により、会長及び副会長が空席となっているため、会長、副会長を決定するまで、事務局で議事の進行を行う。

会長の選出について、生駒市都市計画審議会条例第５条第２項で、会長は学識経験のある者からとしているが、どのように進めるか。

委員）　以前に都市計画マスタープラン策定検討部会の部会長と、立地適正化計画策定検討部会の副部会長を務めていた嘉名委員にお願いしてはどうか。

委員）　異議なし。

事務局）　それでは、嘉名委員に会長にご就任いただく。

次に、副会長の選出について、条例第５条第３項で、「会長が委員のうちから指名する」となっているため、会長から指名をお願いしたい。

会長）　副会長は、佐藤委員にお願いしたい。

事務局）　それでは、佐藤委員に副会長にご就任いただく。

会長）　生駒市都市計画審議会の会長という大任を仰せつかった。佐藤副会長をはじめ、委員の皆様のご協力をいただき、精一杯努めてまいりたいと考えている。御承知のとおり、本審議会は生駒市のまちづくりに関する重要な諸計画を審議する機関である。

本審議会の役割に基づき、様々な立場から意見をいただき、目的を果たしていきたい。各委員には協力をお願いしたい。

簡単ではあるが、挨拶とさせていただく。

事務局）　ここからの議事進行は、条例第６条第１項の規定により、嘉名会長にお願いする。

第2号案件　大和都市計画生産緑地地区の変更について　（諮問･生駒市決定）

○ 案件の説明

［説明用資料１に基づき説明］

事務局）　今回の変更内容は、生産緑地地区の指定を削除するものが２地区である。

このことで、生産緑地地区の面積は１，８０８平方メートル減少して約３５．１１ヘクタールとなり、地区数は２地区減少して２２５地区となる。

縦覧の結果、意見書の提出はなかった。

○ 結果

・第２号案件は原案のとおり可決する。

その他案件(1)　学研高山地区第2工区のまちづくりについて(報告)

〇案件の説明

［説明用資料２に基づき説明］

事務局）　前回、令和７年８月に事業状況の報告を行ったが、事業進捗があったため、改めて報告するものである。

【3ページ】

ピンク色で囲っている範囲が関西文化学術研究都市けいはんな学研都市である。その中央に学研高山地区が位置している。

【4ページ】

学研高山地区は、関西文化学術研究都市建設促進法に基づくクラスターの一つであり、第1工区と第2工区からなる。

第1工区は45ヘクタールあり、平成の初期に基盤整備が完了し、奈良先

端科学技術大学院大学が開学されている。第2工区は、平成12年から14年に市街化編入、用途地域、土地区画整理事業、道路の都市計画等が決定されている。

その後、URによる事業中止の決定、URから生駒市への土地の譲渡、そして令和4年6月に、まちづくりの方向性を示すマスタープランを策定している。

右下にある地図上で、生駒市の所有地を緑色で着色している。まとまった状態ではなく、モザイク状で土地を所有している状況となっている。

【5ページ】

赤色の線で囲っているのが第2工区で、南エリア、ゲートエリア、Fエリアがあり、事業段階はそれぞれ異なるが、それぞれの検討が始まっている。

現況は多くが山林であり、国道163号線は、学研連絡道路の位置づけを持ち、現在、国により整備が進められている。

【6ページ】

昭和62年に施行された関西文化学術研究都市建設促進法は、関西文化学術研究都市の建設により、文化、学術研究の中心となる都市を建設することを目的としている。

第2条では生駒市が位置づけられ、第3条では基本方針について、第5条では県の建設計画について定められている。

上位計画として、まず法があり、基本方針、基本方針の実行計画としてけいはんな学研都市ステージプラン、さらには県の建設計画があり、生駒市の総合計画、都市計画マスタープラン、学研高山地区第2工区マスタープランという位置づけになっている

【7ページ】

現在の都市計画の内容としては、市街化区域であり、土地区画整理事業および土地区画整理事業促進区域が決定されている。

用途地域は暫定として、第一種低層住居専用地域であり、今後、各エリアの事業化とあわせて、土地利用計画の熟度が高まれば、段階的に変更を予定している。

第2工区内には生産緑地地区が複数あり、都市計画道路は、令和7年に高山南北線の一部と高山東西線が変更されている。

高山北廻り線は当初の都市計画決定のまま残っている。

【8ページ】

広域の道路現況としては、第2工区を中心に、南側には第2工区の玄関口としての位置づけを持つ学研北生駒駅があり、駅から北方向に伸びているのが、上町芝線・真弓芝線である。現在事業化に向け、測量や予備設計等に取りかかっているところである。

第2工区の真ん中を縦断している道路が都市計画道路高山南北線、東西に横断しているのは、都市計画道路高山東西線となっている。

東側、精華町との境界は、第2工区のラインが京都との行政界となっている。奈良と京都の道路接続には、第2工区側の道路整備とあわせ、京都側の整理も必要である。

【9ページ】

都市計画マスタープランでは、第2工区は産業・学術研究拠点と位置づけており、第2工区のマスタープランも併せて、産業機能の集積を目指すこととしている。

【10ページ】

第2工区マスタープランでは、従来の住宅中心の計画から産業集積を中心とした土地利用に転換を図っており、人口計画は5,000人としている。

第2工区における土地利用面積の目安として、北側の自然型産業機能は約85ヘクタール、都市型産業機能が約173ヘクタール、住機能が約30ヘクタール、合わせて約288ヘクタールとしている。

【11ページ】

北側の自然的土地利用と南側の都市的土地利用のイメージを示している。

北側では、周辺の自然環境や高山八幡宮、くろんど池などの歴史文化資源、伝統産業である茶筅産業、農業との共生を図るという考え方であり、南側では、隣接する精華・西木津区との連携、国道163号の利便性を重視し、主に文化学術研究や産業を中心とした土地利用を進めていく考えである。

【12ページ】

第2工区は非常に広大なエリアとなっているため、一度に開発すること

は難しく、民間事業者、デベロッパーへのヒアリングなどから、開発規模についておおむね30ヘクタールを基本とし、9つの工区を設定している。

右側は、造成計画図の一例である。

雨水流域や土量バランス等を考慮し作成しており、着色のある場所約169ヘクタールを造成エリアとして想定している。

白地の箇所においても今後の検討により造成されることも想定される。

【13ページ】

第2工区マスタープランに基づいた全体土地利用計画を示している。段階的整備を進める各個別エリアの計画において、バラバラな機能配置にならないために作られ、紫、オレンジ、青色で示す場所は産業系、黄色は住宅、黄緑色は自然活用系の土地利用計画となっている。

【14ページ】

第2工区における事業推進体制を示している。組合施行による土地区画整理事業を想定しており、事業の中心は地権者約1,080名となる。第2工区全体の地権者の会を平成30年11月に発足し、現在は約74%の加入率となっている。地権者の会では、適宜、事業推進の共有や段階的整備、個別エリアの進め方等について議論を重ねている。その中から個別エリアが立ち上がり、まちづくり協議会、区画整理準備組合、区画整理組合へと段階を上げていくこととなっている。

事業推進において、民間事業者の意見提案を受けるため、公募により4社のアドバイザーに参画してもらっている。

個別エリアの段階が進めば、事業進捗に応じ、事業者の関わり方も、事業協力者、一括業務代行予定者、一括業務代行者と変更していく。

事業進捗について専門的な意見助言を受けるため、事業推進会議を設置している。学識経験者や奈良先端科学技術大学院大学、県や国等に参加してもらい、事業状況について適宜会議を開催していく。

生駒市は、まちづくりの推進役として、また技術支援や広域調整、計画の見直し、補助金に加え、第2工区の立地に関心を持つ企業の募集などを行っている。

【15ページ】

ここからは学研高山地区第2工区全体について説明する。

【16ページ】

令和6年12月に南エリアの土地区画整理準備組合を設立、令和7年4月に都市計画道路の計画変更、10月に奈良県域の学研都市についての総合計画、県の建設計画の変更、令和8年3月にはけいはんな学研都市における実行計画であるけいはんな学研都市第5期ステージプランの策定、5月には学研高山地区および周辺地域価値向上事業における構想提案の報告会、8月にゲートエリア土地区画整理準備組合が設立されている。

会議については、地権者の会総会を2回、役員会を3回開催している。事業推進会議については、学識者、有識者、県や国の関係機関に参加してもらい、3回開催した。推進会議においては、個別エリアやステージプラン等に意見をもらっている。

【17ページ】

組織については順に、まちづくり協議会設立準備組織、まちづくり協議会、準備組合、組合となり、土地区画整理事業において、一般的な進め方となっている。このような進め方としているのは、事業や計画の精度を徐々に高めながら、各段階において、地権者の理解度の向上、機運醸成を図り、事業を進めるためである。

一番下の矢印が、各時点における事業者の段階を表現しており、事業者においても、事業熟度に応じて段階を上げていく方法で取り組んでいる。

【18ページ】

奈良県建設計画は、法の規定に基づく計画となっており、奈良県域の学研都市における総合計画となっている。

第2工区マスタープランにおけるまちづくりの方向性を受け、住宅を中心としたまちづくりから産業を中心としたまちづくりに方向転換し、計画が変更されている。

【19ページ】

けいはんな学研都市第5期ステージプランは、法施行から10年ごとにプランの改定が行われ、このたび令和8年度から第5期がスタートした。

ステージプランの策定の目的に記載の通り、けいはんな学研都市がポスト万博シティとしての役割を受け、万博で披露された先端技術、社会実験の成果を実装していく実証都市として、更なる発展を目指すこととされて

いる。

果たすべき役割として、世界の未来への貢献、多様な知と文化の融合による新たな価値創造を掲げ、目指すべき都市像を、持続的に発展する未来都市、クリエイティブな人材が活躍する人材成長都市、新たな連携・交流が生まれる共創都市とされている。

オレンジの枠内に、ビジョン実現に向け、学研高山地区として目指すべき役割と捉えていることとして、関西の成長に寄与する東西軸の連携、奈良先端科学技術大学院大学を中心とした研究施設集積、デジタル化を推進するためのクラスター整備、文化・学術・研究の成果をいかす産業施設や生産施設の集積などをまとめている。

【20ページ】

けいはんな学研都市第5期ステージプランの実現に向けて第2工区においては、国の施策動向を踏まえた企業集積を図ることで、国と連動したまちづくりを目指すことが必要と考える。日本成長戦略分野における17分野のうち、第2工区と関連の深いものを強調して表現している。

第2工区の強みとしては、奈良先端科学技術大学院大学の研究分野と親和性が高いこと、また、関西電力変電所があることで安定した電力供給が期待できること、丘陵地という立地特性を生かした災害リスクの低減、広大な未利用地を有し、多くの企業を集積できるポテンシャルを秘めていることがある。

【21ページ】

奈良先端科学技術大学院大学と生駒市は包括連携協定を締結しており、今後も第2工区の開発について一層連携を深め、取り組んでいく。

奈良先端科学技術大学院大学が文部科学省の採択を受け取り組んでいる、J-PEAKS事業との連動も図ることとしている。J-PEAKSでは、目指す10年後の大学ビジョンの研究シーズの社会実装をデジタル技術で推進し、国際連携の下で人口減少社会の持続的発展に貢献する大学と掲げている。事業期間を5年と定め、戦略として、東南アジアからの戦略的な人材確保と育成、研究活動の社会実装に取り組んでいくとされており、第2工区においても、それらと連携し、取り組んでいくこととしている。

【22ページ】

奈良先端科学技術大学院大学と連携した取り組みとして、学研高山地区および周辺地域の価値向上事業がある。第2工区における開発の整備効果を高山地区のみならず、周辺地域にも波及させるため、周辺地域のニーズを把握するなどし、地権者や周辺住民、奈良先端科学技術大学院大学等の関係者と意見交換を実施し、拠点構想案を作成している。

意見交換会や、広く意見を取り入れるための市民アンケート調査を実施し、4ヶ所の拠点構想案が作成された。

高山竹林園の東側においては、自然歴史文化との共生拠点、都市計画道路高山南北線および高山東西線の交差するエリアにおいては、周辺地域の暮らしの充実拠点、奈良先端科学技術大学院大学周辺においては、大学と地域の連携・協力拠点、国道163号線に接するゲートエリアでは、広域的な地域交流拠点について、参加者が中心となり、拠点構想提案を作成された。

これらの構想提案は、令和8年5月に報告会を開催し、生駒市と奈良先端科学技術大学院大学に対し報告されている。

今後は拠点構想案の実現に向けた検討などを行っていく。

【23ページ】

ここからは南エリアについて説明する。

【24ページ】

令和6年10月にまちづくりの方向性を示す基本構想を作成した後、12月準備組合を設立、令和7年10月からは環境調査を開始し、11月には先進地視察や、企業に向けた南エリアのまちづくりのPR、周知を実施した。その後も検討を進め、基本計画図案や事業計画案を作成し、業務代行予定者決定に向けた取り組みを進め、7月に株式会社フジタに決定した。

約2年間で準備組合総会を2回、役員会を14回、説明会・勉強会を開催するなど、地権者の方々が中心となり、知識習得や機運醸成など、事業化に向け、精力的に活動をしてきた。

【25ページ】

南エリアは、5つのゾーンが複合するエリアとなる。地図の周りに、同系色で示す文字や写真が各ゾーンの目指す空間等となっている。

ピンク色で示す箇所が第2工区全体の中核に当たる高山東西線および高

山南北線の交差点であり、商業を中心とした賑わい施設の導入を図る都市機能集積ゾーンとなっている。生駒北小中学校にも近い黄色で示す場所には住機能を配置することとしている。オレンジ色は研究支援・研究型産業ゾーン、青色は文化学術研究ゾーン、紫色は都市型産業ゾーン、オレンジ・青・紫色は、研究開発型産業施設などの産業施設の誘導を図るゾーンとしている。

【26ページ】

基本計画図案は、今後検討が進むことにより修正されていくものである。現時点では、街区の区画割りや道路、公園緑地の配置、調整池などの考え方を示しており、まちづくりの概略計画・設計方針となっている。

有識者、事業者、関係者の意見を取り入れ、修正を重ねて作られたもので、各用地の考え方や規模、道路の考え方、既存集落との調和、緑の街並み形成、調整池、農業用水路について方針をまとめている。

【27ページ】

株式会社フジタから提案されたイメージパースである。

【28ページ】

南エリアにおける事業スケジュールとしては、令和9年度末の組合設立、事業認可に向け、事業計画や基本設計に取り組んでいる。基盤整備工事の期間は、令和10年度から約5年とし、使用収益開始、まちびらきを令和15年に設定している。

この事業スケジュールと並行しながら、都市計画の検討も進めていく。

【29ページ】

現在、大気質、騒音、振動、水質、動物、植物、生態系、景観など、奈良県環境影響評価技術指針を参考に、調査項目を設定し、環境調査を実施している。現在調査中であり、結果はまだまとまっていない。

右側には、令和7年7月から令和8年5月にかけ作成した事業計画案をまとめており、南エリアの概算事業費における支出は190億円、収入は保留地処分金および補助金を充て、平均減歩率約75～80%と概算している。

【30ページ】

ゲートエリア、Fエリアについて説明する。

【31ページ】

令和6年12月に設立したまちづくり協議会が中心となり、令和7年に基本構想や基本計画図案を作成、令和8年1月から、地権者同意取得に取り組み、約8割を超える賛同が得られたことから、8月に準備組合を設立している。

約2年間でまちづくり協議会総会、役員会、勉強会説明会等を開催し、計18回の会議等を開催するなど、地権者が中心となり、知識習得や機運醸成など、事業化に向け、精力的に活動している。

【32ページ】

令和7年10月に作成された基本構想である。

ゲートエリア（西）は第2工区の玄関口として、ゾーン名を交流・発信ゾーン[高山ゲートウェイ]としている。

写真イメージでは、交流施設を例として挙げており、交流の場や奈良先端科学技術大学院大学の研究成果等の情報発信を行う施設の導入を想定している。

ゲートエリア（東）は二つのゾーンにわかれており、奈良先端科学技術大学院大学と連携する教育施設、研究施設、ものづくり産業施設などの誘致を想定している。

【33ページ】

ゲートエリアの基本計画図案である。

各ゾーンの街区の考え方や規模、道路の考え方や幅員、勾配設定、緑の街並み形成、調整池についてまとめている。

ゲートエリアの特徴として、高圧送電線が東西斜めに走っていること、また東の端にガスの高圧管が埋設されている既存の道路があるため、一定の制約を受けた上での造成計画となっている。

【34ページ】

ゲートエリアにおいては、基本構想や基本計画図案を含む基本計画の作成にあたり、勉強会や意向調査の実施、さらには説明会を開催するなど、取り組んでいる。

【35ページ】

最後に、Fエリアについて説明する。

Fエリアについては、第2工区マスタープランにおける段階的整備の考え方の実現に向け、地権者の会から事業アドバイザー4社に対し事業提案を

募集したところ、1社から提案があった。

事業者提案においては、既存の県道生駒井出線と同じルートとしており、道路の両サイドの土地利用を図る提案となっている。滞在型宿泊施設、自然体験型施設、自然活用型産業施設が想定されており、第2工区マスタープランの考え方を踏まえた提案となっている。

以降の参考資料については、学研高山地区及び周辺地域の価値向上事業の参加者により作成された構想提案を添付している。以上で説明を終わる。

○ 質疑及び意見

委員）　業務代行予定者に決定したフジタの業務実績を伺いたい。

事務局）　大和ハウスグループ系列のゼネコンであり、区画整理事業の組合施行の実績が豊富である。

委員）　一括業務代行予定者と業務代行予定者の違いは何か。

事務局）　区画整理事業は、設計、保留地処分、整備工事等、多様な業種が関わる業務となるが、一括業務代行予定者は、それらを一括で請け負い、保留地の販売まで責任を持って行われる。

委員）　事業アドバイザー等、他の事業者が事業に参画する方法はあるか。

事務局）　民間企業の意見を取り入れるため、事業アドバイザーを公募し、4社から技術指導等を受けている。その4社に対し南エリアの事業協力者を募集したところ、株式会社フジタにが参画することとなり、準備組合の地権者組織の活動を進めてきた。事業計画案が一定まとまってきたことを受け、全ての企業を対象として一括業務代行予定者を公募し、審査を経て株式会社フジタに決定した。次工区のエリアもあるため、4社の事業アドバイザーから引き続きアドバイスをいただきたい。

委員）　ゲートエリアの位置づけについて、西は玄関口になるが、東を含め一体エリアとなっている理由はあるか。また、高山東西線について、京都府側との接続についての考えや事業進捗を聞きたい。また、南エリアの住居地域と教育施設とのアプローチについて、高山東西線は既に完成しアクセス可能なのか。

事務局）　説明用資料2の12ページのとおり、造成計画を第2工区全体で考え、全体

としての土量バランスを考慮した計画となっている。第2工区は起伏のある地形となっているため、できるだけ土の持ち出しを少なくする計画としている。

事務局）　ゲートエリアの西側は山であるため、造成によって切土が発生する。一方で、ゲートエリアの東側は深い谷になっているため、切土によって発生した土を持ってきて埋めることで、バランスを取るという計画である。

事務局）　京都側との道路の接続について、第2工区の東側に隣接する京都府精華町は新たに都市計画マスタープランを作成し、東西線を延伸する構想や市街化編入等のまちづくり計画を検討している。現在、精華町との協議を重ねており、一定の事業期間が必要となるため、引き続き連携を図っていきたい。

3点目について、南エリアに約2ヘクタールの住宅ゾーンを想定しており、その西側には、生駒北小中学校がある。最初は旧道から通学する形となるが、将来的には、高山東西線を西側にも延伸する計画をしており、通学圏域となる予定である。

会長）　切土・盛土の関係もあるが、第1工区との位置関係を考えるとゲートエリアといえるだろう。

副会長）　学研高山地区及び周辺地域の価値向上事業のワークショップでは、地域の方の熱い思いが多く出てきている。価値向上事業を事業スケジュール内にどのように組み込んでいくのか、機運を持続する仕掛けはあるか。

事務局）　各構想案を踏まえ、基本構想、基本計画へと熟度を高めていく。令和9年度末に組合設立、事業認可を目標としており、事業と並行し構想提案を高めていく取り組みを進めていき、住民、地元の自治会、農家、事業者、奈良先端科学技術大学院大学等との関わりを深めていきたい。

委員）　価値向上事業など、奈良先端科学技術大学院大学も含めて魅力的なまちづくりを進めていると感じる。2033年のまちびらき以降にどのような企業を誘致し、どのような世帯の流入を想定しているのか。また企業誘致による人口流入において、既に暮らしている住民との調整が必要になるのではないか。

事務局）　従業員の家族や住宅ゾーンに新たな住民が転入してくることを想定している。周辺の連携調整、地域貢献に関わる企業集積を図りたい。

委員）　都市計画審議会において、今後どのような内容が案件として想定される

か。また、基本計画図案において既存区域と調整が必要なゾーンとあるが、どのような調整を想定しているか。

事務局）　28ページのとおり、令和9年度末に組合設立、事業認可を目指すにあたり、用途変更が必要になるため、土地利用に合わせた用途地域や地区計画、都市計画道路、ラウンドアバウトの設置等について相談したい。

事務局）　現在の用途地域は、暫定、第1種低層住居専用地域である。第1工区においては、準工業地域を指定し、なおかつ地区計画で一定制限をかけている。学研都市において準工業地域では制限があり、企業誘致が困難であるという課題が出てきた。けいはんな学研都市第5期ステージプランの中で生産施設を認めていく方向が示されてきたことも受け、一定、工業地域を指定し、地区計画で制限を設けることも含め、検討していきたい。

事務局）　2点目について、26ページのとおり、南エリア内で完結する造成計画となっている。調整池も各所設けているが、隣接エリアの開発が進む中で調整が必要になることが想定される。33ページのとおり、南エリアに続きゲートエリアの造成が進んだ場合、事業進捗が異なるため、隣接エリアとの調整が必要になる旨を記載している。

委員）　南エリアのパースを見ると、四角の建物が目立ち、データセンターを想定されているように見受けられるが、研究支援・研究型産業施設用地はデータセンターが立地できるエリアか。また、文化学術研究施設用地では、どのような施設の立地を想定しているか。

事務局）　研究支援・研究型産業施設用地は、データセンターの立地も一定想定している。データセンターは雇用を生まないことや、景観的な課題、環境問題なども取り上げられているが、データセンター側も環境配慮について研究を進めていると聞いている。そのような状況を踏まえながら考えていく必要がある。

また、保留地については、業務代行予定者が企業を探してきて、土地を売却するという仕組みの事業となる。今後、どのようなニーズがあるのか調査を行い具体化するなかで、用途地域や地区計画も定まってくると考える。

委員）　高度地区の指定はどのように考えるか。

事務局）　暫定、第一種低層住居専用地域のため、高さ10mである。第1工区は準

工業地域で高さ31mの指定であることも踏まえ、第2工区における検討が必要であると考えている。

事務局）　南エリアは住宅用地があることや隣接する既存集落への配慮も鑑み、高度地区については、事務局で案を考え、審議いただきたい。

委員）　データセンターの稼働には、大量の水が必要となると思う。また、近くには農地ゾーンがあるが、様々な物質が混ざった水が排出されることも考えられる。どのような対策があるか。

事務局）　技術が進歩しており、空冷や水を循環する取組があると聞いている。最新の技術を取り入れ、環境に配慮した施設立地が必要であると考える。排水についても、下水処理を基本とし、農地ゾーンとの調整を図りながら企業立地を検討していく。

事務局）　農地については、第2工区北側の高山ため池から、配水を行っている。開発に伴い配水ルートを確保し、地区内外の農地への給配水を考えていく。

委員）　企業立地は、一括業務代行予定者である株式会社フジタが選定するのか、生駒市が基準を決めたうえで選定するのか。

事務局）　基本的に、株式会社フジタが保留地の販売を行い、企業を誘致する。しかし、株式会社フジタは地権者組織である組合の事業を引き受けている事業者であり、企業立地についても組合との協議が必要である。生駒市は地権者としての側面を持つ。また、行政としても保留地販売先について協議していきたい。

委員）　企業立地のスケジュールは、28ページのとおりか。

事務局）　基盤整備工事と並行しながら、令和11年から12年ぐらいにかけて、企業誘致活動を行う。企業、地権者組織、組合とも協議を進める。

事務局）　土地区画整理事業の奈良県の認可を受ける際には、事業の成立性が確認され、保留地の売却費を事業費として充てられるかが重要になる。事業認可に向け、株式会社フジタや組合と協議を進めていく。

委員）　企業誘致に関して、データセンターの立地が集中するよりも、生産をする企業に来てほしいと思う。また、地域貢献や、一緒に生駒市を盛り上げていってほしいと思う。

事務局）　データセンターは必要な社会インフラとされており、全国分散して立地

させる方針で国も動いている。データセンターのみを誘致するという想定はしておらず、雇用を生む企業や、奈良先端科学技術大学院大学の研究成果を活かした施設、生活の利便性につながる企業などをバランス良く誘致していきたい。

委員）　市の関わりが第3者的立場のように見受けられるが、市は地権者としての側面もあるため、積極的に発言されてはどうか。

会長）　今回は都市計画審議会の事務局としての立場で発言されている。

事務局）　学研都市を推進する立場から申し上げると、学研都市は法律に定められており、国・県の考えを踏まえて推進していくものであり、地権者組織に一切を任せているというわけではない。企業誘致に関しても、市において調査業務委託を発注しており、市としての責任を果たしていく。

## 9. 閉会

会長）　これをもって、本審議会を終了する。